上関町入学祝金給付事業実施要綱

令和5年4月1日

上関町教委要綱第1号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、上関町内の児童・生徒が小学校、中学校及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める高等学校及び高等専門学校（以下「小学校等」という。）に入学する際に、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒」の健全な育成を支援するため、町が入学祝金を給付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（支給対象者）

第２条　入学祝金の支給を受けることができるのは、下記事項を全て満たす者とする。

　１．申請時において住民基本台帳（昭和４２年法律第８１号）に基づき、町の住民基本台帳に記載されている者で、現に町に居住し、小学校等に１年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者（以下「支給対象者」という。）

　２．小学校等に１年生として入学する児童又は生徒は、申請時において住民基本台帳（昭和４２年法律第８１号）に基づき、町の住民基本台帳に記載されており、現に町に居住していること。

　（給付額）

第３条　入学祝金の給付額は、児童又は生徒１人につき３万円とする。

（支給の申請及び請求）

第４条　入学祝金の支給を受けようとする支給対象者は、上関町入学祝金給付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

２　申請者は、入学祝金の給付の申請に当たり、公的身分証明書の写しを提出することにより、申請者本人による申請であることを証さなければならない。

３　高等学校等又は町外の小学校、中学校に入学するものは、在学証明書の写しを申請書に添付するものとする。

（申請の期限）

第５条　給付申請の期限は、小学校、中学及び高等学校等に入学した年度の７月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、申請期間後に町に転入した者は、新入学年度中の場合は入学祝金の支給が受けることができるものとする。

（給付の決定及び給付）

第６条　町長は、前条の規定による申請書が提出された場合には、速やかに内容を審査し、入学祝金を支給することが適当であると認めたときは、入学祝金を請求日の属する月の翌月末日までに給付するものとする。

２　入学祝金を支給することが不適当であると認めたときは、上関町入学祝金給付却下決定通知書（様式第３号）により、支給対象者に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第７条　町長は、偽りその他不正の手段により入学祝金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた入学祝金の返還を求めるものとする。

　（その他）

第８条　この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。